

家畜衛生だより

平成27年8月号

紀北家畜保健衛生所

TEL 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

TEL 0739-47-0974

東牟婁支所

TEL 0735-58-1481

畜産農家のみなさまへ

薬の使用基準をきちんと守っていますか？

動物用医薬品を正しく使いましょう

抗菌剤や駆虫薬などは、使い方・使用量・使用禁止期間(休薬期間)などの使用基準を守って使用しなければいけません。

使用基準を守らないと…

- ・目的の効果が得られない。
- ・副作用が現れる。
- ・生産物(出荷した乳・肉・卵など)に基準値以上の医薬品が残留した場合、**回収や廃棄の対象**となり、人で健康被害が発生した場合は**使用者の責任**となります。

使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例 **損害は農家負担**

- *牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短くしたために牛肉に残留(124kg回収)。
- *出荷前の豚に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉に残留(87頭分の枝肉などを回収)。
- *採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵に残留(自主回収も含め約101万個回収。当該農家は廃業)。

医薬品を使用したら、使用記録をつけて保管しましょう。

- ① 使用年月日②使用場所③対象動物④薬品名⑤用量用法⑥出荷可能日
- 医薬品の使用に問題がないことの証拠となります。

普段使用している薬、飼料の使い方の再点検を!!

パッケージの表示例

動物用医薬品〇〇〇〇〇(商品名)

効能・効果

牛：△△△による下痢症 豚：××肺炎

鶏(産卵鶏を除く)：△△△病

用法・用量

牛：1日1回、体重1kg当たり〇mLを〇日間経口投与する。

豚：1日量として体重1kg当たり〇mLを飲水に溶かして〇日間経口投与する。

鶏：飲水中に本剤を〇%の割合で添加し〇日間連続投与する。

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

対象動物と適応症、
投与法の再確認

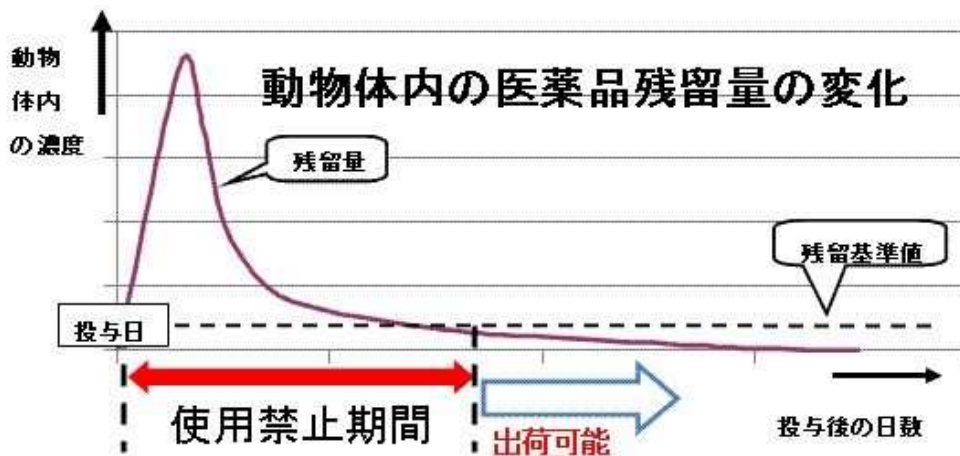
対象動物

牛(搾乳牛を除く)：食用に供するためにと殺する前7日間

豚：食用に供するためにと殺する前7日間

鶏(産卵鶏を除く)：食用に供するためにと殺する前5日間

使用禁止期間
(休薬期間)の例



使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。
毎月1回は使用基準の確認を!!

その他ご質問等がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所にお尋ねください。